

令和 7 年度 委 託 仕 様 書							
委 託 名		配水池清掃点検業務委託					
履 行 場 所		草加市中根二丁目 3 8 番 2 4 号 中根浄水場					
路 河 川 名 称							
事 業 名							
委 託 大 要		【配水池清掃点検業務】 中根浄水場第 2 配水池（底面積 6 1 5 m²）内の清掃、点検 水中ロボット清掃工：6 1 5 m² 調査記録工：4 箇所					

変更理由							
備考							
地区	県南(越谷県土整備)		労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00	
単価適用年月	令和07年09月01日付 公共						
履行期間	当初	自		至			
		日数	令和8年3月31日				
	変更				至		
経費適用年月	公共 令和06年度						
主たる工種	下水道工事(2)						
施工地域	補正無し						
設計	当初金額			変更金額			
	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
	設計増減額						
請負	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分							

総 括 表					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
業務委託費	1	式			
業務委託費	1	式			
業務委託費	1	式			
合計					

業務委託費内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
業務委託費	1	式			
水中ロボット清掃工 堆積物5mm未満	615	m2			A 1 号
水中ロボット調査記録工	4	箇所			A 2 号
直接業務費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純業務費	1	式			
現場管理費	1	式			
業務原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
清掃業務等価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

第 1 号 A代価					
水中ロボット清掃工 堆積物5mm未満					
60 m2 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
清掃技師		人			
清掃作業員		人			
普通作業員		人			
水中ロボット運転工		日			A 3 号
諸雑費（率計上）		%			
計					
単位当たり					

第 2 号 A代価		水中ロボット調査記録工				0.5 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
清掃技師		人				
普通作業員		人				
諸雑費（率計上）		%				
計						
単位当たり						

第 3 号 A代価					
水中ロボット運転工					
1 日 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
★ガソリン レギュラー		1			
水中ロボット損料 吐出量100L/min (モーター等付属機器含む)		日			
小型渦巻ポンプ 呼水・片吸込・モーター駆動型 口径φ50mm 全揚程15m		日			
発動発電機 ガソリンエンジン駆動 5KVA		日			
計					
単位当たり					

仕 様 書

- 1 委 託 名 配水池清掃点検業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 草加市中根二丁目38番24号 中根浄水場
- 4 支払方法 業務完了払

5 委託内容

(1) 業務内容

本委託業務は、通常の配水を継続しながら水中ロボットにより、中根浄水場第2配水池内における堆積物（砂、サビ等）の清掃除去を行う。また、中根浄水場第2配水池内の底面、壁面等の点検及び内部構造物、管類の腐食等の把握を行い、その結果を点検記録表及び図面等を用いて記録する。

(2) 使用機材

配水池内で使用する機材は、JWWAまたは一般社団法人日本水中ロボット調査清掃協会の認定を受けた、水道水の水質に影響を与えないロボット及び機材とし、予め発注者の承諾を得ること。

使用機材の運搬には細心の注意を払い、土砂や雨水等汚染の可能性があるものに直接触れないようにすること。

(3) 業務に当たっての留意事項

ア 作業を行うに当たっては、事前に現場調査を十分に行い、事故等の発生を予防するように努めること。

イ 水道水に関連した施設の点検のため、特に衛生面に留意し作業すること。

ウ 清掃作業は配水池内の堆積物を水中ロボットにより除去するものとする。ただし、除去できない異物については監督員と協議するものとする。

エ 作業に当たっては、保護具（ヘルメット、墜落制止用器具等）を着用すること。

オ 安全を考慮し、配水池上部マンホール内への作業員の出入りは原則不可とする。やむを得ない事情により出入りしなければならない場合は、監督員と協議の上、換気、ガス濃度測定等により酸素欠乏症等を防止するとともに、安全な足場を設置し、墜落制止用器具、ロープ等を2重3重に使用するなど安全対策を十分に講じること。

カ 作業中、誤って池内に用具等を落とすことのないよう、ロープ等で落下防止措置をとること。また、不要なものは配水池上部には持ち込まないこと。（タバコ、ライター、携帯電話、財布、飲食物等。）

キ 作業は極力配水量の少ない時間帯に実施するものとし、昼間作業を原則とする。

ク 清掃作業中、水中ロボットの配水池底面部流出口への接近には十分に注意すること。

ケ 作業中は定期的（1時間に1回程度）に配水池内及び配水の水質（濁り等）を検査

し、異常がないことを確認すること。また、配水池内又は配水の水質に異常が発生した場合は直ちに作業を中止し、監督員に報告して指示に従うこと。

コ 吸引除去した堆積物は適正に処理すること。

なお、清掃中の排水に含まれる小さい異物についても濾し取り、適正に処理すること。（場内に保管）

サ 配水池内の点検は底面、壁面、天井部について行い、不具合箇所の発見に努めること。

なお、天井部においては目視にて可能な限り点検し、不具合箇所の発見に努めること。

シ 清掃及び点検の状況は、静止画又は動画にて撮影し、報告書とともに提出すること。

ス 作業に従事する作業員は、水道法第21条に定める健康診断書の写しを提出すること。

セ 作業は、作業員の安全及び施設の衛生保持を考慮し、雨天、強風の日を極力避けること。

ソ 作業実施に当たり、関連設備に損害を与えないように十分注意して行うこと。

タ 水道水に触れる機材は、シート等の上に置くこと。

チ 水道水に直接接触する機器、電源ケーブル、ホース等は、投入ごとに遊離残留塩素濃度 10 mg/L 以上の消毒水でブラシ洗浄後に使用する等、水道水に悪影響を及ぼすことのないよう注意すること。配水池に入れる機材は、その都度消毒すること。

なお、消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）は支給する。

ツ ロボット投入時及び清掃作業中は、シート養生等、配水池の開口部から異物等の入り込みを防ぐための処置をすること。

テ 作業終了後、使用した場所は清掃し原状に復すること。

(4) 安全管理及び点検体制

ア 受注者は、当該点検業務の着手前までに現場責任者を指定し、書面で監督員に通知すること。

イ 現場責任者は、一般社団法人日本水中ロボット調査清掃協会に登録されている1級水中ロボット清掃施工管理技士の資格を有した者を選任し、安全管理、点検方法、業務内容等について、監督員と密接に連絡を取らなければならない。

ウ 受注者は点検業務に精通した者を派遣するとともに、監督員の指示に従うこと。

エ 浄配水場内は禁煙とする。

オ 受注者は、点検業務の実施に当たり、危険防止の観点から当該点検業務以外の施設には立ち入らないように徹底しなければならない。

6 一般事項

(1) 関係法令等の遵守

受注者は、点検業務の実施に当たり、法律、関係法令及び関係官公署の許可条件を遵守し、業務の円滑な推進に努めなければならない。

(2) 監督員

「監督員」とは、総括監督員（当該点検業務を所管する課の係長）と担当監督員（当該点検業務を担当する職員）の総称をいう。

(3) 疑義の取扱い

仕様書及び設計図書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項があるときは、指定の書面（業務記録）により発注者と受注者間で協議を行い、発注者が定めるものとする。ただし、仕様書及び設計図書に明示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

(4) 書類の作成及び承諾

ア 受注者は委託業務の実施に先立ち、着手届、現場責任者等通知書、業務工程表、業務実施計画書等の書類を作成し、速やかに発注者に提出し承諾を得なければならない。

イ 受注者は、業務計画書等に感染症の拡大防止対策を明記し発注者の承認を得ること。

ウ 受注者は、業務完了後、業務概要及び内部調査結果（配水池内の底面、壁面及び内部付帯設備の劣化状況）を取りまとめた業務報告書（点検記録表を含む。）を速やかに発注者に提出し承諾を得なければならない。

エ 受注者は、点検業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(5) 官公署への諸手続

受注者は、点検業務の実施に当たり官公署等への手続を必要とするときは、監督員と協議の上、速やかに行うものとする。

(6) 週間工程表及び業務日報

ア 業務に当たっては、週間工程表を作成し、監督員に提出するものとする。

イ 受注者は、その日の点検業務内容、点検業務時間、作業者及び従事者氏名、点検結果等を業務日報に記入し、点検翌日までに監督員に提出するものとする。

(7) 不具合箇所

不具合箇所を発見したときは、直ちに監督員に連絡し指示を受けること。

(8) 機能維持の保証

受注者は、受注者の責に帰すべき原因により障害を発生させた場合には、速やかに補修する義務を負うものとする。

(9) 報告書の提出時期

点検結果及び今後の対策（補修方法等）について、補修等にかかる概算費用の算出も含めて報告書を作成し、指定日までに監督員へ提出すること。

(10) その他

この仕様書は当該点検業務の概要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、

ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。

7 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、発注者から貸与された鍵を適切に管理し、紛失しないようにすること。
- (5) 受注者は、浄配水場内の他工事及び修繕、点検作業等と競合する場合は、連絡を密にして、互いに協調し、施工上の取合、納まり等に支障を来すことのないよう十分注意しなければならない。

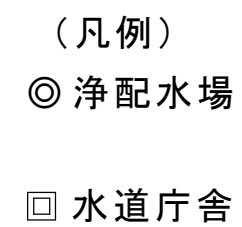
『着工予定工事』

・中根浄水場管理棟解体工事

- (6) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (7) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- (8) 熱中症対策として令和7年6月1日施工の改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等迅速かつ適切に対処し、熱中症の重篤化を防止すること。

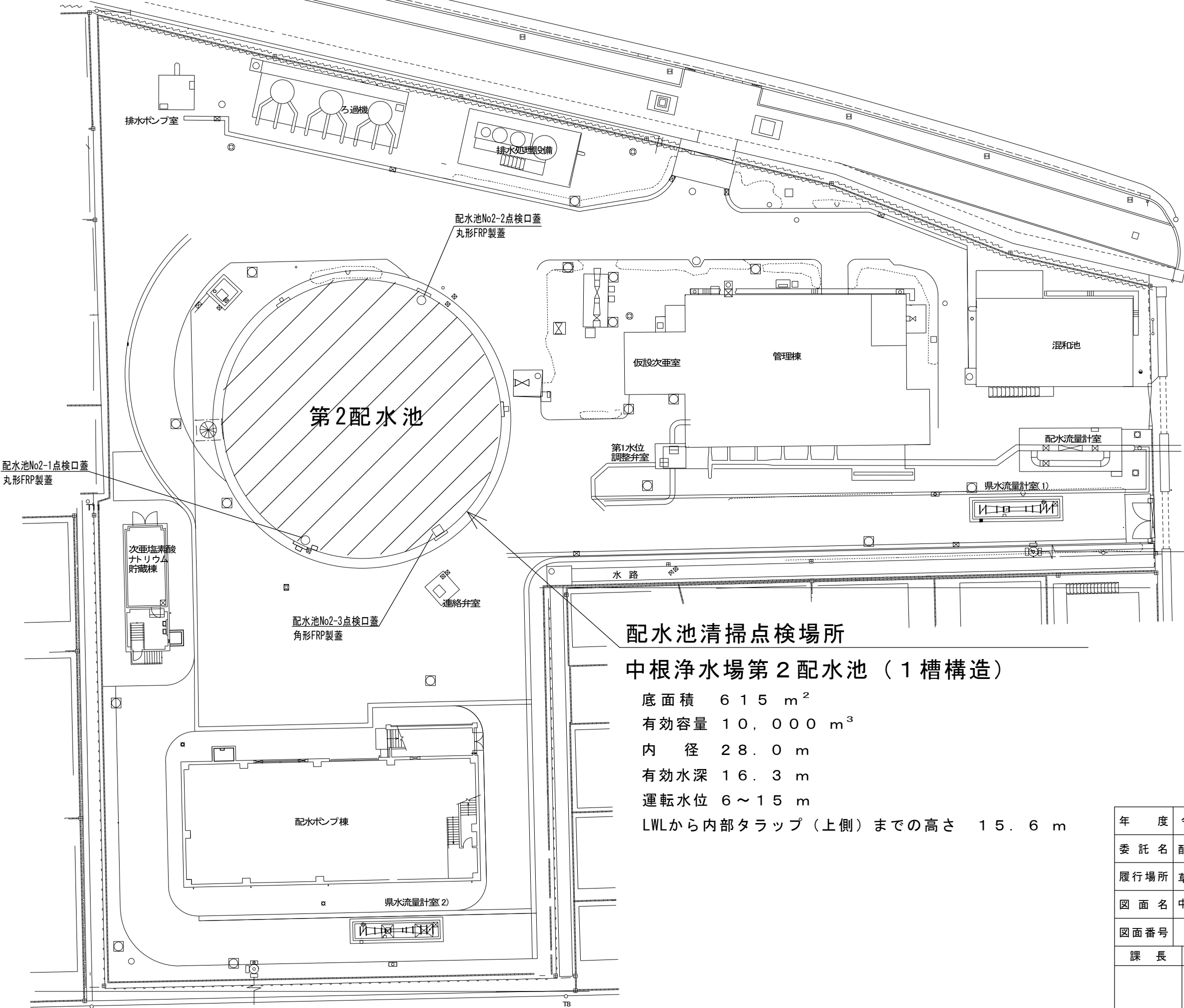
なお、作業の一時的な中止に伴う履行期間の延伸が必要な場合は、発注者と協議すること。

- 8 問合せ先 草加市上下水道部 水道施設課 浄水場係
電話048-924-3807（直通）



年 度	令和7年度（2025年度）	設 計 年 月	令和7年（2025年度）9月		
委 託 名	配水池清掃点検業務委託				
履 行 場 所	草加市中根二丁目38番24号 中根浄水場				
図 面 名	位 置 図				
図面番号	1 / 2		縮 尺	—	
課 長	課長補佐	係 長	設 計	照 合	

中根浄水場 全体平面図 S=1:400



配水池清掃点検場所

中根浄水場第2配水池（1槽構造）

底面積 615 m²
有効容量 10,000 m³
内径 28.0 m
有効水深 16.3 m
運転水位 6～15 m
LWLから内部タラップ（上側）までの高さ 15.6 m

年 度	令和7年度（2025年度）	設計年月	令和7年（2025年）9月	
委 託 名	配水池清掃点検業務委託			
履行場所	草加市中根二丁目38番24号 中根浄水場			
図 面 名	中根 浄水場 全体図			
図面番号	2 / 2	縮 尺	—	
課 長	課長補佐	係 長	設 計	照 合